

令和6年5月

ジュニア育成地域推進事業 特定の消耗品の取扱いについて

長期間の使用が可能で、持ち運びが容易なために盗難・紛失のリスクが高く、（かつジュニア育成地域推進事業に限って使用できる物品ではない）事業終了後に多目的な利用が考えられる以下の物品類について、税込単価5万円以内であっても購入は不可とします。

（参考物品）

品目類	例
(1) テレビ類	テレビ受信機、ケーブルテレビチューナー、サラウンドスピーカー、衛星放送アンテナ等
(2) カメラ・ビデオカメラ類	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、ウェアラブルカメラ・アクションカム等
(3) レコーダー・プレーヤー類	ICレコーダー、ラジオカセットレコーダー、DVDレコーダー、ブルーレイレコーダー、ハードディスクレコーダー等
	DVDプレーヤー、ブルーレイプレーヤー、レコードプレーヤー、CDプレーヤー、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー等
(4) プロジェクター・マイク類	プロジェクター、ビデオプロジェクター、フィルムプロジェクター、スライドプロジェクター・スライド映写機、スクリーン、ワイヤレスマイク・アンプ、拡声器等
(5) パーソナルコンピューター、周辺機器類	デスクトップパソコン、ノートパソコン、ネットワークハードディスク、プリンター、ディスプレイ、 <u>ヘッドセット</u> 、各種ソフトウェア等
(6) 通信機器類	携帯電話（ <u>フリパイト式を含む</u> ）、スマートフォン、タブレット、ルーター、モデム、ファクシミリ、電話機など
(7) 事務機器類	複写機、印刷機、シュレッダー、ラベルライター等

※上記機器類を接続するケーブル類についても原則不可といたします。

※上記に記載がない物品でも、上記物品に類するものは原則不可といたします。

※感染症予防のための消毒液、講師用フェイスシールド、PCR検査キット、抗原検査キット、予備用マスク50枚以内)等は、東京都スポーツ協会が適切と認めた場合となります。